

# 第8回 (仮称) 対馬市市民基本条例検討委員会 【資料2】



● 条例（たたき台）の修正案

● 地域との意見交換（案）

平成23年6月1日(水)

## 条例（たたき台）の修正案

現行の条例（たたき台）	修 正 案
<p>（市民の責務と役割） 第7条 （省略）</p>	<p>（市民の責務と役割） 第7条 （省略） <u>3 市民は、市が提供する行政サービスを受けるに当たって、応分の負担を負わなければならない。</u></p>
	<p><u>（危機管理）</u> <u>第20条 行政は、常に災害等の緊急の事態に備え、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、危機管理体制を整備するとともに、その対応に当たっては、市民、関係団体等との連携・協力を図るものとする。</u></p>
	<p><u>（説明責任等）</u> <u>第23条 行政は、政策等の実施にあたり市民に分かりやすく説明しなければならない。</u> <u>2 行政は、市民の市政に関する意見、要望、苦情等に対し、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応しなければならない。</u></p>
<p>（パブリックコメント） 第24条 行政は、市の基本的な政策等の策定に当たっては、事前に必要な情報を市民へ公表し、意見を求めるとともに、これを考慮して意思決定を行わなければならない。</p>	<p>（パブリックコメント） 第24条 行政は、市の基本的な政策等の策定に当たっては、事前に必要な情報を市民へ公表し、意見を求めるとともに、これを考慮して意思決定を行わなければならない。 <u>2 前項の手続を行った場合は、その結果を市民に公表するものとする。</u></p>
<p>（男女共同参画） 第28条 市民、議会及び行政は、男女の平等を基本とし、共同でまちづくりを進めなければならない。</p>	<p>（男女共同参画） 第28条 市民、議会及び行政は、<u>男女が社会の平等な構成員としてお互いの人権を尊重しつつ、協働でまちづくりに参画できるよう努めなければならない。</u></p>

現行の条例（たたき台）	修正案
<p>（住民投票）</p> <p>第29条 市長は、市政に関し、特に重要な事業について、市民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>3 第1項の住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定める。</p>	<p>（住民投票）</p> <p>第29条 <u>市民は、市政に関する重要事項について、市民の意思を確認するため、住民投票の実施を請求することができる。</u></p> <p><u>2 議会議員は、市政に関する重要事項について、市民の意思を確認するため、住民投票の実施を請求または発議をすることができる。</u></p> <p><u>3</u> 市長は、市政に<u>関する重要事項</u>について、市民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。</p> <p><u>4</u> <u>市民、議会及び</u>市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p><u>5</u> 住民投票の実施に関し必要な事項は、<u>それぞれの事案に応じ別に</u>条例で定める。</p>

## 努力規定（「努めなければならない。」等）の修正案協議

現行の条例（たたき台）における努力規定	修 正 ・ 協 議 案
<p style="text-align: center;">（市民の責務と役割）</p> <p>第7条 （省略）</p> <p>2 市民は、まちづくりの主体として、地域社会の活性化を図るとともに、市政・まちづくりへ積極的に参画し、自らまちづくりに取り組むよう努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（市民の責務と役割）</p> <p>第7条 （省略）</p> <p>2 市民は、まちづくりの主体として、地域社会の活性化を図るとともに、市政・まちづくりへ積極的に参画し、自らまちづくりに<u>取り組まなければならない。</u></p>
<p style="text-align: center;">（子どもの育成）</p> <p>第8条 市民、議会及び行政は、子どもを人として尊び、社会の一員として、重んずるとともに、将来の対馬市を担っていく子どもが安心安全で、健やかに育つ環境づくりに努めなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">（子どもの育成）</p> <p>第8条 市民、議会及び行政は、子どもを人として尊び、社会の一員として、重んずるとともに、将来の対馬市を担っていく子どもが安心安全で、健やかに育つ環境づくりに<u>取り組まなければならない。</u></p>
<p style="text-align: center;">（地域コミュニティの育成）</p> <p>第9条 市民、議会及び行政は、互いに助け合い、地域の課題に自ら取り組むことを目的として自主的に形成された集団（以下「地域コミュニティ」という。）がまちづくりの担い手であることを認識し、これを守り育てるよう努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">・現行の条文が適切と思われ、現行どおりとしたい。</p>
<p style="text-align: center;">（地域コミュニティの育成）</p> <p>第9条 （省略）</p> <p>3 行政は、地域コミュニティの活動を支援するため、必要な施策を講じるよう努めなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">（地域コミュニティの育成）</p> <p>第9条 （省略）</p> <p>3 行政は、地域コミュニティの活動を支援するため、必要な施策を<u>講じなければならない。</u></p>

現行の条例（たたき台）における努力規定	修正・協議案
<p>（議会の責務と役割）</p> <p>第10条（省略）</p> <p>2 議会は、市民に開かれた議会運営を行い、地域の課題及び市民の意見を把握し、総合的な視点に立って調査研究を行うとともに市民の意見を市政に反映させるよう努めなければならない。</p>	<p>・現行の条文が適切と思われ、現行どおりとしたい。</p>
<p>（効率的な市政運営）</p> <p>第13条 行政は、行政課題の早期解決並びに市民サービスの維持・向上を図るため、限られた財源と人材を有効に活用し、市民満足度の高い、効率的で効果的な市政運営に努めなければならない。</p>	<p>・現行の条文が適切と思われ、現行どおりとしたい。</p>
<p>（総合計画）</p> <p>第15条（省略）</p> <p>2 総合計画の策定に当たっては、市民参画の機会を確保し広く市民の意見を反映させるよう努めなければならない。</p>	<p>・現行の条文が適切と思われ、現行どおりとしたい。</p>
<p>（行政評価）</p> <p>第17条（省略）</p> <p>2 行政は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、施策、事業などに反映するよう努めなければならない。</p>	<p>（行政評価）</p> <p>第17条（省略）</p> <p>2 行政は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、施策、事業などに反映<u>しなければならない。</u></p>
<p>（個人情報の保護）</p> <p>第18条 議会及び行政は、個人の権利と利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の推進に資するため、別に条例で定めるところにより本市が保有する個人情報の適正な取り扱いの確保に努めなければならない。</p>	<p>（個人情報の保護）</p> <p>第18条 議会及び行政は、個人の権利と利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の推進に資するため、別に条例で定めるところにより本市が保有する個人情報を<u>の適正に管理しなければならない。</u></p>
<p>（情報の共有）</p> <p>第21条 行政は、市政に関する情報を積極的に、分かりやすく適時に市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。</p>	<p>・現行の条文が適切と思われ、現行どおりとしたい。</p>

現行の条例（たたき台）における努力規定	修正・協議案
<p>（審議会等の参加）</p> <p>第25条 行政は、法令に基づき設置する附属機関及びこれに類する機関の委員を選任する場合は、その委員の一部には、市民からの公募により委員を選任するよう努めなければならない。</p>	<p>・現行の条文が適切と思われ、現行どおりとしたい。</p>
<p>（男女共同参画）</p> <p>第26条 市民、議会及び行政は、男女が社会の平等な構成員としてお互いの人権を尊重しつつ、協働でまちづくりに参画できるよう努めなければならない。</p>	<p>・現行の条文が適切と思われ、現行どおりとしたい。</p>
<p>（協働）</p> <p>第27条 市民、議会及び行政は、互いに対等の関係で目的と情報を共有し、相互理解と連携協力のもと、まちづくりに取り組むよう努めなければならない。</p>	<p>（協働）</p> <p>第27条 市民、議会及び行政は、互いに対等の関係で目的と情報を共有し、相互理解と連携協力のもと、まちづくりに取り組<u>まなければならない</u>。</p>

# 地域との意見交換（案）について

（地域との意見交換の基本的考え方）

地域との意見交換については、（仮称）対馬市市民基本条例検討委員会が主体的に実施することとし、意見交換における市民の参画については、ワーキング部会及び事務局において対応するものとする。

## 地域との意見交換実施スケジュール

H23.5. 24

地域との意見交換開催概要の検討

第7回検討委員会

H23.5.30

地域との意見交換開催概要の検討

第6回ワーキング部会（開催概要の詳細）

H23.6.1

地域との意見交換開催概要の決定

第8回検討委員会

H23.8下旬～

地域との意見交換実施（6回）

H23.9初旬

地域との意見交換内容検討

第8回ワーキング部会

H23.9初旬

地域との意見交換を踏まえた答申する  
条例（案）の決定

第9回検討委員会

## 地域との意見交換会開催概要

（開催方法）

各町単位（6回）で地域とのこの条例（案）についての意見交換を実施することとし、市民はもちろん、各種委員、団体等への呼びかけを実施し、幅広い参画を求め、多くの市民の意見を聴取する。

（開催時期・時間）

平成23年8月下旬～9月初旬

※開催時方法は2地区を1日で実施し、昼の部、夜の部に分けて実施する。

※開催時間は昼の部は13時30分～15時を予定

夜の部は19時30分～21時を予定

※候補日：8月24日、8月30日、9月5日～6日のうち3日

（意見交換の内容）

- ・この条例制定の必要性  
（対馬市の憲法、今後のまちづくりのあり方等）
- ・条例（案）の概要説明
- ・条例案に対する意見交換
- ・アンケートの実施

（市民への呼びかけ）

- ・各種団体、委員、区長等への案内  
→各部署より、呼びかけを実施すべき各種団体等の把握。
- ・対馬市報7月号による周知
- ・CATV、対馬HP等による開催案内

（その他）

- ・条例（案）の市民にわかりやすいパンフレット作成。
- ・アンケート内容の検討及び作成
- ・条例名募集の案内 等